

令和4年度第2回 鹿角市空き家等対策協議会の概要

【開催日時】 令和5年3月22日（水）午後1時30分～午後2時10分

【開催場所】 市役所本庁舎 1階 第5会議室

【出席者】 関 厚会長、虻川大樹委員、本田浩之委員、志賀貴光委員、黒沢 均委員
中西純悦委員、服部 巧委員、菅原 崇委員、松村託磨委員、村木正幸委員
以上10名

会議要点

1 開会 午後1時30分

委員10名中10名の出席により、会議が成立している旨の報告（事務局より）

2 市長挨拶

空き家対策については、昨年の会議にて空き家の撤去といった法律的に難しい点を皆様にお諮りをして事業が遂行されました。1月に総務大臣、国土交通大臣にお会いした際に、「実際に空き家対策をこうやっている」と話しをして関心を持っていただき、同行した市町村長さんからも問い合わせがありました。法律は規定されているが、実際に運用するには難しくあったわけでありましたが、皆様の指導のおかげで遂行できたため、本日その報告をさせていただきます。

空き家の数は増えていますが、的確で早めの対応を取りながら、再利用を念頭に対策を考えたいため、引き続き、委員の皆様からご指導をお願いします。

3 協議案件（※個人情報を含む資料については、資料から除いています。）

（1）空き家件数及び状況について

・・・資料1

委員：資料1のレベル3の件数が増加しているのは、雪害によるものか。

事務局：件数増加は調査の結果によるものである。事由は様々だと考えられる。雪害によるものもあるし、経年劣化によるものもある。

委員：外観でみて明らかに軒が折れているとかで判断しているわけではないのか。

事務局：チェック項目は様々あり、点数の積み上げでレベルを判定している。

（2）危険老朽空き家除却費補助金の利用状況について・・・資料2（除

委員：解体実績の地域的な偏りは解体費によるものなのか。

事務局：解体実績の地域で偏りがあるのは、解体費の差ではなく、解体しようと思われた方の空き家がある地域にあってだけであり、金額によるものではない。

(3) 特定空家等の代執行について・・・資料3(除

意見：特になし

(4) 鹿角市空き家等対策計画の一部改訂について・・・資料4

意見：特になし

(5) 空き家実態調査の実施について(令和5年度)

意見：特になし

(6) 空き家対策総合支援事業について・・・資料5

委員：空き家バンクへの登録を進めるにあたって所有者に対して、どのようにアプローチされるか。

事務局：生活環境課で相談を受けた際に、政策企画課とも情報共有をして登録できそうな空き家については、制度を紹介している。実際に登録されるかは所有者によるが、相談があった件についてその都度説明し、案内している。

政策企画課：政策企画課で空き家バンクの制度周知を行っている。市民の方向けには「広報かづの」に今年度は2度記事を掲載している。盆、正月に親族が実家に帰り相談が増えるため、その前後で広報誌を活用して周知を図っている。きりたんぼFMでの放送も依頼している。税務課に依頼して固定資産の証明書を発行する際に、空き家と思われる資産の所有者に対して、空き家バンクの制度を周知するパンフレットを配布してもらっている。

4 その他

現在の委嘱期間が今年度末までであり、今後の委員委嘱についても、引き続き現在委員の事業所の方に依頼したい旨を説明。

5 閉会 (午後2時20分)